

特定費用準備資金等取扱規程

平成29年 3月27日 28規程第18号
改正 2022年 3月15日 2021規程第 3号

目次

第1条（目的）	1
第2条（定義）	1
第3条（原則）	1
第4条（特定費用準備資金の保有に係る理事会承認）	1
第5条（特定費用準備資金の管理・取崩し等）	1
第6条（資産取得資金の保有に係る理事会承認）	1
第7条（資産取得資金の管理・取崩し等）	2
第8条（特定費用準備資金等の公表）	2
第9条（特定費用準備資金等の経理処理）	2
第10条（法令等の読替え）	2
第11条（改廃）	2
第12条（その他）	2
附則	2

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人地震予知総合研究振興会（以下「振興会」という。）財務会計規程第33条に定める特定費用準備資金等の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 特定費用準備資金とは、将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限るものとし、引当金の引当対象となるものを除く。）に係る支出に充てるために保有する資金をいう。
- (2) 資産取得資金とは、公益目的保有財産若しくは公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務若しくは活動の用に供する財産の取得又は改良に充てるために保有する資金をいう。
- (3) 特定費用準備資金等とは、特定費用準備資金及び資産取得資金を総称する。

(原則)

第3条 この規程による取扱いについては、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号。以下「認定法施行規則」という。）に則り行うものとする。

(特定費用準備資金の保有に係る理事会承認)

第4条 振興会が、特定費用準備資金を保有しようとするときは、会長は、事業の内容ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称、当該活動の内容、計画期間、実施予定時期、積立限度額及び積立限度額の算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、事業の内容ごとに承認するものとする。

- (1) その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。
- (2) 積立限度額が合理的に算定されていること。

(特定費用準備資金の管理・取崩し等)

第5条 前条の特定費用準備資金には、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定費用準備資金を含む。）と明確に区分して管理する。

2 前項の資金を当該資金の目的である支出以外に充てるため取り崩す場合には、会長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止及び積立限度額の変更にしても同様とする。

(資産取得資金の保有に係る理事会承認)

第6条 振興会が、資産取得資金を保有しようとするときは、会長は、資産ごとに、その資金の名称、対象となる資産の名称、当該資金の目的、計画期間、資産の取得又は改良等（以下「資産取得等」という。）の予定時期、資産取得等に必要な額及び必要額の算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、資産ごとに承認するものとする。

- (1) その資金の目的である資産を取得し、又は改良することが見込まれること。
- (2) その資金の目的である資産取得等に必要な額が合理的に算定されていること。

(資産取得資金の管理・取崩し等)

第7条 前条の資産取得資金については、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金(他の資産取得資金を含む。)と明確に区分して管理する。

2 前項の資金を当該資金の目的である支出以外に充てるため取り崩す場合には、会長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止及び資産取得等に必要な額の変更についても同様とする。

(特定費用準備資金等の公表)

第8条 特定費用準備資金等の公表について、資金の取崩しに係る手続き並びに特定費用準備資金については積立限度額及びその算定根拠を、資産取得資金については資産取得等に必要な額及びその算定根拠を、振興会定款第10条第3項に定める事業報告の事務所備え置き、閲覧に準じて、事務所に備え置き及び一般の閲覧に供するものとする。

(特定費用準備資金等の経理処理)

第9条 特定費用準備資金については、認定法施行規則第18条第1項、第2項及び第4項から第6項までの定めに基づき、経理処理を行う。

2 資産取得資金については、認定法施行規則第22条第4項の準用規定に基づき、経理処理を行う。

(法令等の読替え)

第10条 この規程において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合には、関係法令の改正等の内容に対応して適宜読み替えるものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別途定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年3月27日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。